高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

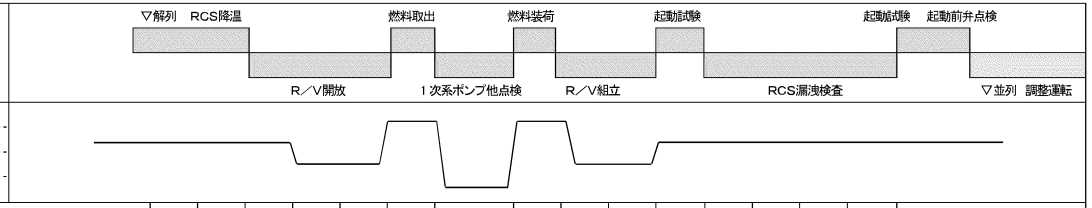

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう）																
	第85条(表85－14－4) 復水タンク	モード3、4、5、6	・復水タンク(有効水量)：646m³以上	・復水タンク	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条(表85－15－1) 空冷式非常用発電装置からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置による電源系1系統（1系統とは、モード3、4、5、6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台）動作可能 ・空冷式非常用発電装置：2台（使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台） ・タンクローリー （表85－15－7において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条(表85－15－2) 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号)（号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)）からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号)による電源系１系統(1系統とは、他号炉のモード1，2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数)が使用可能 (2) 号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)による電源系１系統(1系統とは、他号炉のモード1，2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数)が使用可能 a.他号炉がモード1、2、3、4の場合 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号)：1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)：1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉)：2基 ・燃料油貯油そう(他号炉)：465m³ b.他号炉がモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号)：1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)：1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉)：1基 ・燃料油貯油そう(他号炉)：226m³ (「他号炉」とは3号炉をいう)	・号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯油そう(他号炉)	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×
	第85条(表85－15－3) 電源車からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車による電源系2系統が動作可能 ・電源車：1台×2 ・燃料油貯油そう （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・電源車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

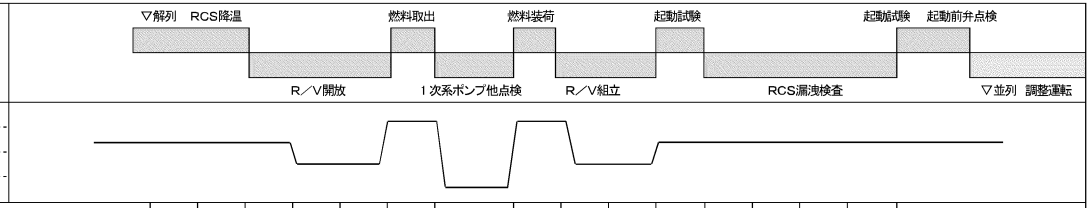

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			・タンクローリー （表85－15－7において運転上の制限を定める）																
	第85条(表85－15－4) 蓄電池(安全防護系用)からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池(安全防護系用)による電源系1系統(1系統とは、蓄電池(安全防護系用)1組)動作可能 ・蓄電池(安全防護系用)：1組	・蓄電池(安全防護系用)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条(表85－15－5) 可搬式整流器からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬式整流器からの電源系1系統(1系統とは、可搬式整流器1個)動作可能 ・可搬式整流器：1個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1において運転上の制限を定める） ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) （表85－15－2において運転上の制限を定める） ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) （表85－15－2において運転上の制限を定める） ・ディーゼル発電機(他号炉) （表85－15－2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう(他号炉) （表85－15－2において運転上の制限を定める） ・電源車 （表85－15－3において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・可搬式整流器 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯油そう(他号炉) ・電源車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条(表85－15－6) 代替所内電気設備からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替所内電気設備からの給電系が使用可能 ・代替所内電気設備分電盤：1個 ・代替所内電気設備変圧器：1個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1において運転上の制限を定める） ・可搬式整流器 （表85－15－5において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・タンクローリー ・燃料油貯油そう	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条(表85－15－7) 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 燃料油貯油そうの油量(4基分)：465m³以上 (2) タンクローリー：3台が使用可能 （重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機１台を含む、3号炉および4号炉合計所要数）	・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

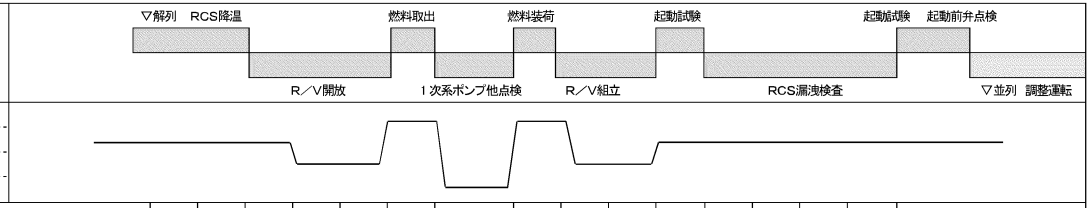

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	第85条(表85－16－1) 計装設備 ・プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とみなさない ・代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す ・[　]は多様性拡張設備を示し、運転上の制限は適用しない。 ・要求内容の左側に主要パラメータを、右側に代替パラメータを記載している。	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の温度)	主要パラメータ ・1次冷却材高温側温度(広域)1CH ・1次冷却材低温側温度(広域)1CH ・[炉心出口温度]1CH	代替パラメータ ①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材低温側温度(広域)1CH ①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH ①1次冷却材高温側温度(広域)1CH ②1次冷却材低温側温度(広域)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の圧力)	・1次冷却材圧力1CH ・[加圧器圧力]1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH ③1次冷却材低温側温度(広域)1CH ①[主1次冷却材圧力]1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	・加圧器水位1CH ・原子炉水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②原子炉水位1CH ①加圧器水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	・[1次冷却系統水位]1CH	①1次冷却材高温側温度(広域)1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH	・左記監視設備			×	×	×	×		×	×	×	×		×		
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器への注水量)	・高圧安全注入流量1CH ・高圧補助安全注入流量1CH ・余熱除去流量1CH ・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH ・[充てん水流量]1CH ・[蓄圧タンク圧力]1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①燃料取替用水タンク水位1CH ①復水タンク水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH ④格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①燃料取替用水タンク水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH ①1次冷却材圧力1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	
	▽解列　RCS降温　燃料取出　燃料装荷　起動試験　起動試験　起動前弁点検 R／V開放　1次系ポンプ他点検　R／V組立　RCS漏洩検査　▽並列　調整運転
RCS 水位	キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			・[蓄圧タンク広域水位]1CH	①1次冷却材圧力1CH																
				①1次冷却材低温側温度(広域)1CH																
			・[消火水注入流量積算]1CH	①余熱除去流量1CH																
				②加圧器水位1CH																
				③原子炉水位1CH																
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器への注水量）	格納容器スプレイ流量積算1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
				①復水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH																
				①復水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・高圧安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																
				②燃料取替用水タンク水位1CH																
				③格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・高圧蓄圧安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																
				②燃料取替用水タンク水位1CH																
				③格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・余熱除去流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																
				②燃料取替用水タンク水位1CH																
				③格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・[充てん水流量]1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・[格納容器スプレイ流量]1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH																
				①復水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
			・[消火水注入流量積算]1CH	①復水タンク水位1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の温度）	・格納容器内温度1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
				②格納容器広域圧力1CH																
				③格納容器広域圧力(AM用)1CH																
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の圧力）	・格納容器広域圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
				②格納容器内温度1CH																
			・格納容器広域圧力(AM用)1CH	①格納容器内温度1CH																
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の水位）	・格納容器再循環サンプ広域水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
				②格納容器再循環サンプ狭域水位1CH																
				③原子炉下部キャビティ水位1CH																
				③原子炉格納容器水位1CH																
				④燃料取替用水タンク水位1CH																
				④復水タンク水位1CH																
				④格納容器スプレイ流量積算1CH																
				④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH																

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	▽解列　RCS降温　R／V開放　燃料取出　1次系ポンプ他点検　燃料装荷　R／V組立　起動試験　RCS漏洩検査　起動前弁点検　▽並列　調整運転
RCS 水位	キャビティ満水 / RCS 満水 / ミッドループ / RCS 全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			・格納容器再循環サンプ狭域水位1CH　①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ・原子炉下部キャビティ水位1CH　①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ②復水タンク水位1CH ②格納容器スプレイ流量積算1CH ②恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH ・原子炉格納容器水位1CH　①燃料取替用水タンク水位1CH ①復水タンク水位1CH ①格納容器スプレイ流量積算1CH ①恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH																
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の水素濃度）	・可搬型格納容器内水素濃度計測装置1CH　①主要パラメータの予備1CH ②静的触媒式水素再結合装置温度監視装置1CH ②原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 （アニュラス内の水素濃度）	・[アニュラス水素濃度]1CH　①可搬型格納容器内水素濃度計測装置1CH ①格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1CH ①アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の放射線量率）	・格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1CH ・[格納容器じんあいモニタ]1CH　①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ・[格納容器ガスモニタ]1CH　①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ・[格納容器内エアロック区域エリアモニタ]1CH ①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ・[燃料装荷エリアモニタ]1CH　①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 （未臨界の維持または監視）	・[中間領域臨界率]1CH　①中間領域中性子束1CH ・[中性子源領域臨界率]1CH　①中性子源領域中性子束1CH （P-6 以上において中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。）	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 （最終ヒートシンクの確保）	・格納容器広域圧力1CH　①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器広域圧力(AM用)1CH ③格納容器内温度1CH ・原子炉補機冷却水サージタンク水位1CH　①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)1CH ・[原子炉補機冷却水サージタンク圧力]1CH　①原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力1CH ・[格納容器再循環ユニット出口冷却水流量]1CH ①格納容器内温度1CH ①格納容器広域圧力1CH ・格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)1CH ①主要パラメータの予備1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	
	▽解列　RCS降温　燃料取出　燃料装荷　起動試験　起動前弁点検 R／V開放　1次系ポンプ他点検　R／V組立　RCS漏洩検査　▽並列　調整運転
RCS 水位	キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
				②格納容器内温度1CH																
				②格納容器広域圧力1CH																
			・蒸気発生器蒸気圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネルまたは他ループ1CH																
				②1次冷却材低温側温度(広域)1CH																
				③1次冷却材高温側温度(広域)1CH																
			・蒸気発生器狭域水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																
				②蒸気発生器広域水位1CH																
				③1次冷却材低温側温度(広域)1CH																
				③1次冷却材高温側温度(広域)1CH																
			・蒸気発生器広域水位1CH	①蒸気発生器狭域水位1CH																
				②1次冷却材低温側温度(広域)1CH																
				②1次冷却材高温側温度(広域)1CH																
			・蒸気発生器補助給水流量1CH	①復水タンク水位1CH																
				②蒸気発生器広域水位1CH																
				③蒸気発生器狭域水位1CH																
			・[蒸気発生器主蒸気量]1CH	①蒸気発生器蒸気圧力1CH																
				②蒸気発生器狭域水位1CH																
				②蒸気発生器広域水位1CH																
				②蒸気発生器補助給水流量1CH																
		モード3、4、5、6 （格納容器バイパスの監視）	・蒸気発生器狭域水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
				②蒸気発生器広域水位1CH																
				③蒸気発生器蒸気圧力1CH																
				③蒸気発生器補助給水流量1CH																
			・蒸気発生器蒸気圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																
				②蒸気発生器広域水位1CH																
				②蒸気発生器補助給水流量1CH																
			・1次冷却材圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																
				②蒸気発生器狭域水位1CH																
				②蒸気発生器蒸気圧力1CH																
				②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
				③1次冷却材高温側温度(広域)1CH																
				③1次冷却材低温側温度(広域)1CH																
			・[復水器空気抽出器ガスモニタ]1CH	①蒸気発生器狭域水位1CH																
				①蒸気発生器蒸気圧力1CH																
			・[蒸気発生器ブローダウン水モニタ]1CH	①蒸気発生器狭域水位1CH																
				①蒸気発生器蒸気圧力1CH																
			・[高圧主蒸気管モニタ]1CH	①蒸気発生器狭域水位1CH																
				①蒸気発生器蒸気圧力1CH																
			・[補助蒸気復水器ガスモニタ]1CH	①1次冷却材圧力1CH																
				①加圧器水位1CH																
				①格納容器再循環サンプ広域水位1CH																
				①蒸気発生器狭域水位1CH																

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

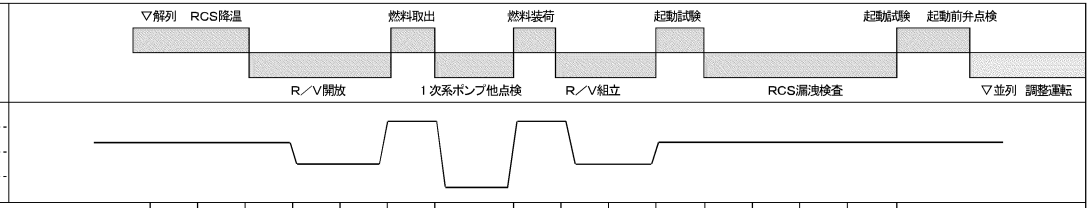

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			・[安全制御室排気ガスモニタ]1CH	①蒸気発生器蒸気圧力1CH ①1 次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH ①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①蒸気発生器狭域水位1CH ①蒸気発生器蒸気圧力1CH															
			・[補助循環サンプタンク水位]1CH	①1 次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH ①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①蒸気発生器狭域水位1CH ①蒸気発生器蒸気圧力1CH															
			・[余熱除去ポンプ吐出圧力]1CH	①1 次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH ①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①蒸気発生器狭域水位1CH ①蒸気発生器蒸気圧力1CH															
			・[加圧器逃がしタンク圧力]1CH	①1 次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH															
			・[加圧器逃がしタンク水位]1CH	①1 次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH															
			・[加圧器逃がしタンク温度]1CH	①1 次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH															
		モード3、4、5、6 （水源の確保）	・燃料取替用水タンク水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器再循環サンプ広域水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
			・復水タンク水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②蒸気発生器補給水流量1CH ③格納容器スプレイ流量積算1CH ③恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH															
			・ほう酸タンク水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②出力領域中性子束1CH ②中間領域中性子束1CH ②中性子源領域中性子束1CH （P-6 以上において中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。）															
	第85条（表85－16－2） 可搬型計測器	モード3、4、5、6	・可搬型計測器：40個		・可搬型計測器	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－16－3） 記録	モード3、4、5、6	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）：4個		・可搬型温度計計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
			・安全パラメータ表示システム（SPDS）：1 系列（3号炉および4号炉の合計系統数）		・安全パラメータ表示システム（SPDS）	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

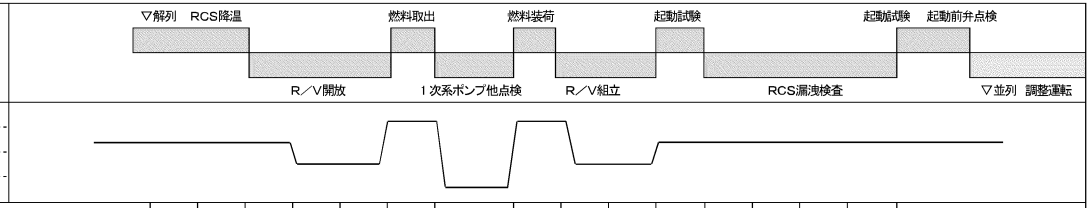

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			・SPDS表示装置：4台（3号炉および4号炉の合計所要数）	・SPDS表示装置	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－17－1） 居住性の確保および汚染の持ち込み防止 （中央制御室）	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上動作可能（ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中） (2) 可搬型照明（SA）、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能 ・中央制御室非常用循環ファン：1台 ・中央制御室空調ファン：1台 ・中央制御室循環ファン：1台 ・中央制御室非常用循環フィルタユニット：1基 ・可搬型照明（SA）：8個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・酸素濃度計：1個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・二酸化炭素濃度計：1個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室循環ファン ・中央制御室非常用循環フィルタユニット ・可搬型照明（SA） ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6	・Aアニュラス空気浄化ファン （表85－11－1において運転上の制限を定める） ・Aアニュラス空気浄化フィルタユニット （表85－11－1において運転上の制限を定める） ・窒素ボンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用） （表85－11－1において運転上の制限を定める）	・Aアニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ボンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－18－1） 監視測定装置	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	（放射性物質の濃度および放射線量の測定） ・可搬式モニタリングポスト：8個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・電離箱サーベイメータ：2個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・可搬式ダストサンプラ：2個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・GM汚染サーベイメータ：2個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・NaIシンチレーションサーベイメータ：2個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・ZnSシンチレーションサーベイメータ：1個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・β線サーベイメータ：1個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・小型船舶：1台（3号炉および4号炉の合計所要数） （風向、風速その他の気象条件の測定） ・可搬型気象観測装置：1個（3号炉および4号炉の合計所要数）	・可搬式モニタリングポスト ・電離箱サーベイメータ ・可搬式ダストサンプラ ・GM汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・ZnSシンチレーションサーベイメータ ・β線サーベイメータ ・小型船舶 ・可搬型気象観測装置	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

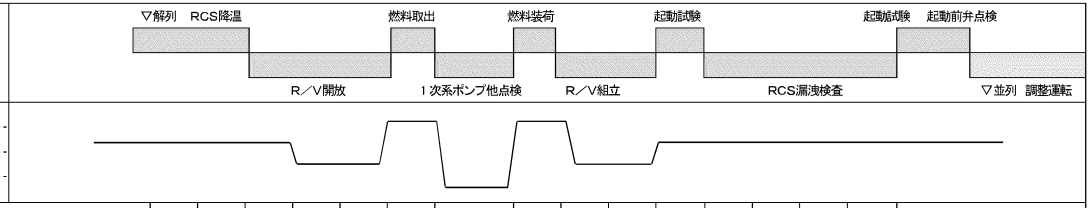

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			（電源確保） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7において運転上の制限を定める） ・タンクローリー（3号炉および4号炉の空冷式非常用発電装置の燃料補給に使用） （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・電源車（緊急時対策所用） ・燃料油貯油そう ・タンクローリー															
	第85条（表85－19－1） 代替電源設備からの給電 （緊急時対策所）	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車（緊急時対策所用）が2台動作可能 ・電源車（緊急時対策所用）：1台×２ （緊急時対策所あたりの合計所要数） ・空冷式非常用発電装置 （3号炉および4号炉の両方が要求） （表85－15－1において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （3号炉および4号炉の両方が要求） （表85－15－7において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （3号炉および4号炉の両方が要求） （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・電源車（緊急時対策所用） ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条（表85－19－2） 居住性の確保 （緊急時対策所）	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統（1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基）動作可能 (2) 空気供給装置の所要数が使用可能 (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能 (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン：1台※ ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット：1基※ ・空気供給装置：720本※ ・酸素濃度計：1個※ ・二酸化炭素濃度計：1個※ ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ：1個※ ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ：1個※ ※：緊急時対策所あたりの合計所要数	・緊急時対策所非常用空気浄化ファン ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット ・空気供給装置 ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

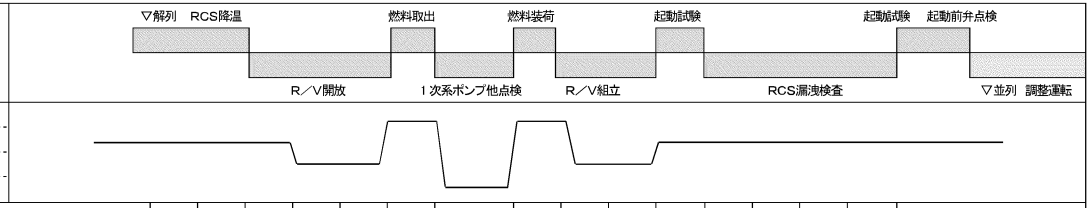

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	第85条(表85－20－1) 通信連絡	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(通信連絡設備) ・衛星電話(固定)：19台※1 ・衛星電話(携帯)：16台※1 ・衛星電話(可搬)：1台※1 ・トランシーバー：90台※1 ・携行型通話装置：20台※1 ・安全パラメータ表示システム(SPDS)：1系列※1※2 ・安全パラメータ伝送システム：1系列※1※2 ・SPDS表示装置：4台※1 ・緊急時衛星通報システム：4台※1 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX)：1系列※1※2 ・空冷式非常用発電装置 (表85－15－1において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう、タンクローリー (表85－15－7において運転上の制限を定める) ・電源車(緊急時対策所用) (表85－19－1において運転上の制限を定める) ※1：3号炉および4号炉の合計所要数・系統数(本表に限る) ※2：安全パラメータ表示システム(SPDS)および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または、衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX のいずれかにより通信可能であることをいう。(本表に限る)	・衛星電話(固定) ・衛星電話(携帯) ・衛星電話(可搬) ・トランシーバー ・携行型通話装置 ・安全パラメータ表示システム(SPDS) ・安全パラメータ伝送システム ・緊急時衛星通報システム ・SPDS表示装置 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX) ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう、タンクローリー ・電源車(緊急時対策所用)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条(表85－21－1) アクセスルートの確保	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能 ・ブルドーザ：2台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・油圧ショベル：1台(3号炉および4号炉の合計所要数)	・ブルドーザ ・油圧ショベル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

高浜発電所４号機　第２３回定期事業者検査時の安全管理の計画

×	：機能要求あり（機能要求を満足すれば作業可能）
△	：条件付で機能要求あり（条件付機能要求を満足すれば作業可能）
	：機能要求なし（作業可能）

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
３	１次冷却材温度　177℃以上	全ボルト締付
４	１次冷却材温度　93℃超　177℃未満	全ボルト締付
５－１	１次冷却材温度　93℃以下（RCS　満水）	全ボルト締付
５－２	１次冷却材温度　93℃以下（RCS　非満水）	全ボルト締付
６－１	１次冷却材温度　93℃以下（ｷｬﾋﾞﾃｨ　低水位）	１本以上が緩められている
６－２	１次冷却材温度　93℃以下（ｷｬﾋﾞﾃｨ　高水位）	１本以上が緩められている（全ボルト取り外し）
モード外	全ての燃料が原子炉格納容器の外にある状態	―

※　本計画は、安全確保の方法の基本方針を示すものであり、詳細については、保安規定を参照すること。また、作業工程等の変更が生じた際においても、保安規定の遵守を徹底し、安全確保に努めるものとする。

別表

長期施設管理方針実施状況総括表

4号炉　長期施設管理方針実施状況総括表

長期施設管理方針※No.	長期施設管理方針に基づく活動内容				第23保全サイクル実施計画	進捗状況※※	備　考 (　)内は実績を記載
	機器又は系統名	部位と経年劣化事象	活動項目	実施時期			
1	蒸気発生器	伝熱管の損傷	蒸気発生器の伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期	－	未実施	
2	原子炉容器	胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定する。	中長期	○	実施済	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、各ユニットの監視試験片取出しの3ヵ年計画を策定しており、高浜4号機においても第5回監視試験の実施計画を策定済み。 第23回定期検査において監視試験片を取り出し、監視試験を実施予定。
3	ドレン系統配管	母管 腐食(流れ加速型腐食)	配管の腐食(流れ加速型腐食)については、肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管＊について、耐震性が確認できる板厚に到達するまでに、サポート改造等の設備対策を行い、これを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、サポート改造等の設備対策が完了するまでは、減肉傾向の把握およびデータ蓄積を継続して行い、減肉進展の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 ＊:ドレン系統配管	短期	－	実施済	(第21保全サイクルで実施済) ドレン系統配管について、第21回定期検査期間中にサポート改造等の設備対策を実施した。また、この工事を反映した耐震安全性評価を実施し、当該系統において必要最小肉厚tsrまでの減肉を想定しても、耐震安全性に影響がないことを確認した。
4	基準地震動による評価が必要な設備	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象	基準地震動Ss-2～Ss-7に対する評価＊1が必要な全ての機器・経年劣化事象＊2について、継続して評価を実施する。 ＊1:弾性設計用地震動Sd-2～Sd-7に対する評価を含む。 ＊2:基準地震動Ss-1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象等については、基準地震動Ss-2～Ss-7に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	－	実施済	(第20保全サイクルで実施済) 基準地震動Ss-2～7に対する評価(弾性設計用地震動Sdによる評価を含む)が必要な全ての機器・経年劣化事象について、評価を実施した結果、耐震安全性に問題はないことを確認した。
5	主変圧器	コイル 絶縁低下	主変圧器のコイルの絶縁低下については、絶縁紙の寿命評価に基づく取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	－	未実施	

※　:「高浜発電所原子炉施設保安規定」 添付6の長期施設管理方針番号
※※:第23サイクル当初での状況を記載